

制定 平成27年3月25日 原規総発第1503251号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1409031号（平成26年9月3日原子力規制委員会決定））第12条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会平成27年度年度重点計画を次のように定める。

平成27年3月25日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会平成27年度年度重点計画」の制定について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会平成27年度年度重点計画」を別添のとおり定める。

原子力規制委員会  
平成27年度  
年度重点計画

平成27年3月  
原子力規制委員会

## <まえがき>

原子力規制委員会では、平成27年4月からIAEAの要求事項も踏まえたマネジメントシステムを本格運用することとしている。平成26年9月に原子力規制委員会マネジメント規程を策定するとともに、これに基づいて本年2月には原子力規制委員会第1期中期目標を策定した。

当該中期目標を踏まえ、本年度に重点的に取り組むべき事項として、平成27年度年度重点計画を定める。各課においては、本重点計画を踏まえて平成27年度年度業務計画を作成し、業務を行うこととなる。

## I 原子力規制行政に対する信頼の確保

### 1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

○独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた内規等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底し、説明責任を果たす。また、被規制者との安全性向上に係る意見交換、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、国際アドバイザーとの意見交換などにより、国内外の多様な意見に耳を傾ける。

### 2. 組織体制及び運営の継続的改善

(マネジメントシステムの本格的な運用と改善)

○昨年10月からの半年間の試運用の結果も踏まえ、本年4月からマネジメントシステムを本格的に運用して定着させ、年度末には安全文化の醸成や規制の改善につながるものとなっているかという観点で評価・改善を行う。また政策評価法に基づく原子力規制委員会の政策評価についてもマネジメントシステムと整合を取りつつ行う。

(IRRSの受入れと指摘への対応)

○平成27年末を目途に予定されているIRRS (Integrated Regulatory Review Service: 総合規制評価サービス) の受入れに向けて、自己評価書の作成等の事前準備を万全に行うとともに、IRRSミッションに対して、日本の原子力安全に係る規制の現状及び原子力規制委員会の取組を正確に伝える。自己評価の結果及びIRRSにおける指摘を踏まえ、政策的な優先順位等を勘案しつつ対応案を検討する。

### 3. 国際社会との連携

○国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につながるよう、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進める。具体的には、IAEAにおける安全基準の策定・見直し作業やOECD/NEAの枠組みを活用した原子力安全に関する最新の知見の共有及びこれら機関への職員の派遣を引き続き積極的に実施するとともに、米国・仏国等との二国間協力枠組みや日中韓三カ国による地域協力の枠組みを通じて共通の課題への対応等につ

いて密接な情報交換・協力を継続して行う。また、新規制基準への適合性審査や東京電力福島第一原子力発電所の状況等の国内の動向について適切に国際社会に対して情報発信していく。さらに、原子力安全に関する各種条約への対応として、本年5月の廃棄物等安全条約の検討会合等の条約プロセスに積極的に貢献していく。

#### 4. 法的支援・訴訟事務への着実な対応

- 原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について関係機関と連携しつつ適切に対応する。

## Ⅱ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

### 1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

(規制制度や運用の継続的改善)

- I R R S の受検に向けた事前準備の過程において、本年 9 月までに、現行の規制制度の見直しの方向性をまとめる。また、I R R S における指摘を踏まえ、政策的な優先順位等を勘案しつつ検査制度などの規制制度の見直しに係る対応案を検討する。
- 保安検査のあり方については、原子力規制事務所の体制等も含めて継続して検討を実施するとともに、随時、改善を図ってゆく。
- 昨年度から定期的実施している被規制者との安全性向上に係る意見交換を継続し、年度内に全ての事業者との意見交換を行う。

(緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し)

- 国内外の関係機関や諸外国の状況を踏まえ、緊急作業員の被ばくに関する規制のあり方について、関係省庁の動向も確認しつつ、年度の早い時期に原子力規制委員会としての改正案をまとめ、放射線審議会に諮問する。

### 2. 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

(実用発電用原子炉に係る審査・検査の実施)

- 新規制基準の適合性に関する申請を含め、事業者からの申請に基づき、実用発電用原子炉に対し、厳正かつ適切に審査・検査を行う。特に、新規制基準に係る適合性審査については、複数事業者を合同で審査する審査会合の開催等、審査の効率化を図る。
- 保安検査を、施設の状況を踏まえ適切に実施し、これにより事業者の保安活動を確認するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自立的な取組を促す。

(核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施)

- 新規制基準の適合性に関し、既に申請されたものや、今後新たに申請される核燃料施設等に対する審査を施設の潜在的リスクに応じた方法により厳正かつ適切に進めていくとともに、審査の進捗に応じ、順次検査を実施していく。さらに、保安検査を施設の状況を踏まえ適切に実施し、これにより事業者の保安活動を確認するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。

(原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認)

○個別の原子力施設でトラブルが発生した場合には、事業者が行う原因究明と再発防止対策について、規制当局として独立した立場で確認し、評価する。浜岡5号の海水流入事象についても事業者からの調査結果を踏まえて規制当局としての立場から評価を行う。

(実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施)

○本年4月以降に申請がなされる可能性のある実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る申請について、厳正かつ適切に審査を行う。また運転開始から30年以上を経過する実用発電用原子炉に対する事業者による高経年化対策についても適切に確認する。

(敷地内破砕帯の活動性の評価)

○旧原子力安全・保安院から引き継ぎ、有識者会合で敷地内破砕帯の調査を実施中の5発電所について、評価会合、ピア・レビュー会合などを通し、科学的・技術的な議論を行い、可及的速やかに取りまとめを行う。有識者会合による評価の結果は、新規制基準の適合性審査の際に、重要な知見の一つとして参考とする。

(火山活動のモニタリングに係る検討)

○「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム」で、巨大噴火に関連した火山活動のモニタリングに関する提言を取りまとめる。その上で、提言に対する対応を検討する。

(もんじゅへの対応)

○高速増殖原型炉もんじゅの保守管理不備に関し、平成25年5月に発出した保安措置命令及び保安規定変更命令に基づき、平成26年12月に(独)日本原子力研究開発機構から提出された保安措置命令報告書(平成27年2月に補正)、根本原因分析報告書及び保安規定変更認可申請について、その内容の妥当性を、保安検査等を通じ確認する。さらに、再構築された保守管理体制及び品質保証体制の定着状況等の確認を進めていく。

(審査結果等の丁寧な説明)

○原子力規制委員会が行った新規制基準適合性審査等の結果について、立地自治体の要請等を踏まえて、丁寧にわかりやすく説明を行う。

(放射線障害防止法に係る制度整備等)

○放射線障害防止法の規制を受けている事業所における事故時の体制等について、国際的な議論やIRRSの指摘も踏まえて規制のあり方を検討する。また、国内に約8,000ある放射性同位元素等取扱事業所等から提出される申請について、同法に基づく審査を厳正かつ適切に行うとともに、年間約200件の立入検査を厳正かつ適切に行う。

### 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

○安全性と核セキュリティの両立のため、相互に阻害する影響を及ぼさないよう効率的な連携体制を整備する。



### Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

#### 1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

○中期的リスクの低減目標マップ（平成27年2月版）に示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。中でも、汚染水対策や敷地境界線量の低減達成については、1日も早い解決が望まれるため、重点的に監視・指導する。実施計画の変更認可申請に対する審査や、認可された実施計画に従った工事の実施や設備性能等に係る検査を厳格かつ着実に実施する。

#### 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

○昨年10月に取りまとめた中間報告で取り扱っていない技術的な項目について、解析、現地調査等を通じ継続した事故の分析を実施する。またそれらを海外に積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。

#### 3. 放射線モニタリングの実施

○東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施する。また、それらの結果を取りまとめて国内外にわかりやすく情報提供する。

## IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

### 1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

(規制基準の継続的改善)

- 最新の科学的・技術的知見、I A E A等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえ、規制基準の解釈の明確化など必要な改正等を実施する。
- 「民間規格の技術評価の実施に係る計画について」(平成27年1月7日原子力規制委員会)に基づき、民間規格の技術評価を実施する。日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」2012年版/2013年追補については、本年9月を目途に技術評価書案等を取りまとめる。

(廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討)

- 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制制度及び基準を整備するため、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームにおいて検討を実施し、本年12月頃を目途に規制基準等の技術的内容の骨子を取りまとめる。

### 2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

(安全研究の推進)

- 「原子力規制委員会における安全研究について」(平成25年9月25日原子力規制委員会)を踏まえ、本年5月を目途に平成27年度安全研究計画を取りまとめ、公表する。この計画に基づき安全研究を実施し、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。
- 「原子力規制委員会における安全研究に係る評価の実施について」(平成26年4月9日原子力規制庁)に基づき、全ての安全研究プロジェクトについて評価を実施する。具体的には、各プロジェクトの事前評価、中間評価(5年以上にわたるプロジェクトが対象)、事後評価及び年次評価を第一四半期に行う。

(国内外のトラブル情報の収集・分析)

- 技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的開催し、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析する。

(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)(再掲)

○昨年10月に取りまとめた中間報告で取り扱っていない技術的な項目について、解析、現地調査等を通じ継続した事故の分析を実施する。またそれらを海外に積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。

### 3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

(人材の確保)

○年間を通じて、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等に係る体制の強化のために優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の確保を強力に推進するとともに、昨年度から開始した原子力規制庁独自の採用試験も活用し、今後活躍が期待できる若手職員を採用するなど、原子力規制を担う職員を確保する。

(研修体系等の整備)

○昨年6月に取りまとめた人材育成の基本方針に従い、業務に求められる職員の力量を管理する具体的な仕組みを年度上期に整備し、試行を開始するとともに、求められる力量やキャリアパスモデルに対応した研修体系(○JTを含む。)について順次見直しを行う。また、実機を模擬した研修用プラントシミュレータの導入を見据えて、年度上期にこれを用いた研修カリキュラムの開発等に着手する。さらにベテランの原子力規制に関する知識を組織的に共有し、技術伝承していくため、昨年度に開始した一部の課室での試行を踏まえ、年度内に原子力規制委員会全体で知識管理(収集、整理、利用)を実施する。

(ノーリターンルールの運用方針明確化)

○原子力利用を推進する行政組織の範囲など、原子力規制委員会設置法附則第6条第2項の運用方針を明確化し、早期に公表する。

## V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

### 1. 核セキュリティ対策の強化

(核セキュリティ上の課題への対応)

○個人の信頼性確認制度の導入に向け、制度の方向性を取りまとめ、その後、詳細な制度設計等所要の作業を行う。放射性物質及び関連施設の核セキュリティについては、昨年度に引き続きワーキンググループで課題を抽出し、対応を検討する。また、昨年度受け入れたIPPASミッションから示される勧告事項や助言事項について、必要に応じ関係省庁と精査・検討し、対応を検討する。さらに、核セキュリティ文化醸成のため、研修等の場を通じ、職員が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行う。

(核物質防護検査等の実施)

○IAEAの最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の状況について、核セキュリティ文化の醸成やサイバーセキュリティ対策も含め核物質防護検査等において厳格に確認していく。

### 2. 保障措置の着実な実施

○IAEA及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、併せて我が国の着実な取組を積極的に発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、また国際的な原子力の平和利用に貢献する。

このため、福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動などを、IAEA等の国内外の関係各機関と緊密な連携を図りつつ年度を通じて実施する。

特定の施設において新たに導入する核燃料物質の未申告の生成及び処理が行われていないことを確認するための検査が的確に遂行出来るよう、指定保障措置検査等実施機関と連携を図る。

また、我が国の保障措置の取組みについて原子力規制委員会ホームページなどを通じて国際的に発信していくほか、長期的観点からの保障措置人材の育成方針の検討も継続的に行う。

### 3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携（再掲）

○安全性と核セキュリティの両立のため、相互に阻害する影響を及ぼさないよう効率的な連携体制を整備する。

## VI 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

### 1. 原子力災害対策指針の継続的改善

○原子力災害対策の継続的な改善を図るため、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、現行の原子力災害対策指針において課題とされている点等について最新の科学的知見や国際的動向等を踏まえて更なる検討を進めるとともに、その結果を早期に取りまとめて適切に指針に反映する。

### 2. 放射線モニタリングの充実

(緊急時モニタリング体制の充実・強化)

○昨年度に強化した川内地域、大飯・高浜地域に続き、地方放射線モニタリング対策官事務所を整備するとともに、全国の原子力施設立地地域において、モニタリング資機材や緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの整備など、順次緊急時モニタリング体制の充実・強化を図る。また、地方公共団体と訓練を行うこと等により緊急時対応能力の向上に努める。

(福島第一原発事故後の放射線モニタリングの実施) (再掲)

○東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施する。また、それらの結果を取りまとめて国内外にわかりやすく情報提供する。

(全国の環境中の放射線等の測定)

○地方公共団体等関係機関と連携して、全国の環境中の放射線及び放射性物質の水準を測定・監視するとともに、定期的に情報提供する。また、その測定結果を広く活用できるよう、データベースの充実を図る。

### 3. 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等

(緊急時対応能力の強化)

○原子力規制委員会の緊急時対応能力をより一層強化するため、災害時に長期間停電する場合にも緊急時対応センターの機能が維持できるよう非常用自家発電機の燃料備蓄を確保するとともに、初動対応における緊急時体制の迅速な立ち上げに資する緊急参集要員の増員及び危機管理宿舍の拡充を図る。また、国及び地方

公共団体が実施する防災訓練等に積極的に参加し、初動対応手順の更なる習熟を図る。併せて、衛星電話などの緊急時の通信システムの利用も含めて地方公共団体等との情報共有・連絡手段を確認する。加えて、昨年度に引き続き、原子力規制委員会として原子力事業者防災訓練に積極的に参加し、原子力規制庁緊急時対応センターと原子力施設事態即応センターとの情報共有の強化等、緊急時対応能力の向上に努める。

(事業者防災の強化)

- 評価指標に基づいて、原子力事業者が実施した原子力事業者防災訓練を評価し、その評価結果を平成27年度原子力事業者防災訓練報告会において報告する。